

○通勤手当の運用について

(昭和33年10月7日岡人委第407号通知)

(沿革)

昭和34年10月14日第394号	昭和40年12月28日第560号
昭和41年7月15日第212号	昭和43年12月26日第775号
昭和44年12月23日第407号	昭和45年4月1日第8号
昭和45年12月23日第416号	昭和47年12月25日第370号
昭和48年10月19日第306号	平成元年4月1日第8号
平成元年12月22日第234号	平成4年3月27日第357号
平成4年7月7日第99号	平成7年12月22日第262号
平成8年6月13日第61号	平成13年1月17日第249号
平成13年3月30日第312号	平成15年4月1日第5号
平成16年3月5日第230号	平成18年9月29日第114号
平成19年5月29日第36号	平成20年2月1日第191号
平成20年4月24日第16号	平成20年12月22日第153号
平成22年3月30日第180号	平成23年3月8日第223号
平成25年3月22日第289号	平成26年3月25日第268号
平成26年7月4日第76号	平成27年3月20日第317号
令和4年2月25日第341号	令和4年3月28日第360号
令和5年3月3日第325号	令和7年3月21日第348号
令和8年3月24日第318号	改正

給与条例第11条関係

- 1 この条の第6項の「運賃等相当額」には、通勤手当に関する規則（昭和33年人事委員会規則第13号。以下「規則」という。）第8条の4第3号に掲げる職員に係るものは含まないものとする。
- 2 この条の第6項の「第2項第2号に定める額」には、規則第8条の4第2号に掲げる職員に係るものは含まないものとする。

規則第2条関係

- 1 この条の第1号及び第4号の「勤務公署」には、職員が長期間の研修等のための旅行をする場合であつて、当該研修等及び岡山県の休日定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（規則第22条関係第1項において「県の休日」という。）により月の初日から末日までの期間の全日数にわたり当該月に通常の勤務公署に勤務しないこととなるときにおける当該研修等に係る施設を含むものとする。ただし、当該職員が当該施設に宿泊している場合等であつて、通勤していると認められないときは、この限りでない。

- 2 この条の第4号の「通勤距離」は、原則として住居の出入口から勤務する庁舎（校舎）の通常の出入口までの距離とする。
- 3 この条の第4号の「経路の長さ」の測定に当たっては、便宜、次に掲げるいずれかの方法を用いて行うことができるものとする。ただし、これにより難しい場合は、実測によるものとする。
 - 一 国土交通省国土地理院発行の地形図（縮尺5万分の1以上のものに限る。）等について、キルビメーターによる測定
 - 二 国土交通省国土地理院発行の地形図（縮尺5万分の1以上のものに限る。）又は一般財団法人日本デジタル道路地図協会の地図データベースに基づく電子地図で、道路上の二点間の距離を道路の形状に沿って測定できるものによる測定

規則第3条関係

- 1 職員の兼務により2以上の勤務公署に通勤している場合は、主たる勤務公署に届出を行うものとする。この場合において、届出を受けた公署が給与を支給していないときは、当該公署は給与を支給している公署に送付するものとする。
- 2 通勤経路の変更には、勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含むものとする。
- 3 負担する運賃等の額又は駐車場等の料金の変更には、職員が交替制勤務から普通勤務に変わる等の勤務態様の変更によるものを含むものとする。
- 4 任命権者（その委任を受けた者を含む。）は、次の各号のいずれかに該当する場合で、職員の勤務公署に変更が生じないときは、この条の規定による届出（以下「届出」という。）に代わる適宜の措置をもって届出があつたものとして取り扱うことができるものとする。
 - 一 職員が利用するものとされている交通機関等の運賃等の値上げ又は値下げ（以下「値上げ等」という。）が行われた場合で、当該値上げ等の後も引き続き当該交通機関等を利用することとなる職員について、次に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ次に定める月から値上げ等の後の運賃等の額を基礎として通勤手当の額を算出することとなるとき
 - イ 定期券（規則第4条第1項に規定する定期券をいう。）を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等に係る通勤手当（ハに掲げるものを除く。） 当該通勤手当に係る支給単位期間（給与条例第11条第9項に規定する支給単位期間をいう。）に係る最後の月の翌月

- ロ 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等に係る通勤手当（ハに掲げるものを除く。）
当該交通機関等の運賃等の値上げ等の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）
- ハ 規則第19条第4項に掲げる通勤手当 同項に定める期間に係る最後の月の翌月
- 二 在宅勤務等手当の支給の開始又は終了があつた職員が引き続き当該開始又は終了の前と同一の交通機関等（自動車等を使用する場合にあつては、引き続き当該開始又は終了の前と同一の使用距離）を利用することとなる場合で、当該開始又は終了の前と同一の交通機関等によつて通勤手当の額を算出することとなるとき
- 三 1箇月当たりの平均通勤所要回数の変動に伴い給与条例第11条第2項第1号に規定する運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額に変更が生じた在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員が、引き続き当該変動前と同一の交通機関等を利用し、当該変動前と同一の交通機関等によつて通勤手当の額を算出することとなる場合で、当該変動があつた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から当該変動後の1箇月当たりの平均通勤所要回数を基礎として算出することとなるとき
- 四 前3号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として任命権者が認める場合（職員が利用するものとされている交通機関等と同一の交通機関等（自動車等を使用する場合にあつては、職員が利用するものとされている使用距離と同一の使用距離）を利用することとなる場合で、当該利用するものとされている交通機関等と同一の交通機関等によつて通勤手当の額を算出することとなる場合に限る。）
- 5 通勤届は、別記様式のとおりとする。

規則第4条関係

確認は、定期券（規則第4条に規定する定期券をいう。以下同じ。）の提示を求めるほか、必要に応じて回数券、自転車の預り証、住民票抄本、身体障害の診断書、契約書、領収書、その他証明書等の提示を求めて行うこと。

規則第5条関係

住居と勤務公署との間に川、湖等があるため徒歩により通勤することが著しく困難である場合は、2キロメートル未満であつても「交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である」と認めることができる。

規則第6条関係

- 1 2以上の交通機関等を乗り継いで通勤する職員の交通機関等のうち、その乗り継ぐ交通機関等の利用距離が1キロメートル未満又はその交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとして、その距離が1キロメートル未満である場合の交通機関等は、通常の通勤の経路及び方法に係る交通機関等に含まれないものとする。
- 2 連絡定期券を発行している場合には、同一種類の交通機関等として取り扱う。

規則第7条関係

「正当な事由がある場合」には、午前は本務公署に勤務し、午後は兼務公署に勤務する場合を含む。

規則第8条関係

- 1 この条の第1項第2号の「その他の職員」には、例えば、次に掲げる職員が含まれるものとする。
 - 一 2の勤務公署に隔日で通勤する職員
 - 二 各月において比較的長期間にわたり引き続き出張し、その残余の期間についてのみ勤務公署に通勤することが常例であると認められる職員
 - 三 計画的に在宅勤務を行う予定がある職員で通勤所要回数が2箇月以上継続して少ないことが見込まれるもの
- 2 この条の第1項第2号の「1箇月当たりの平均「通勤所要回数」は、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数とする。この場合において1位未満の端数があるときは、その端数は切り上げるものとする。
- 3 この条の第1項第2号の「通勤2.1回分」とは、往復それぞれ2.1回合計4.2回のことである。

規則第8条の3関係

この条の第1項の「1箇月当たりの平均通勤所要回数」は、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数とする。この場合において1位未満の端数があるときは、その端数は切り上げるものとする。

規則第8条の4関係

「一般に利用しうる最短の経路によることとした場合の距離」の測定に当たっては、第2条関係の定め例によるものとする。

規則第10条関係

- 1 この条の「通勤の実情に変更を生ずる」とは、例えば、通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移

転（規則第11条関係第2号及び規則第15条関係第8項において「異動等」という。）の前よりも通勤時間、通勤距離又は利用する交通機関等の数が増加することとなることなどが含まれる。

- 2 この条の「通勤事情の改善」には、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合に比べて、新幹線鉄道等を利用して通勤するものとした場合の通勤時間が長くなるときは含まれないものとする。

規則第11条関係

- 1 この条の第2号の「駅等」には、新幹線鉄道等の特別急行列車の停車駅などが含まれる。
- 2 この条の第3号の「人事委員会がこれに準ずると認める住居」は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の直前の勤務公署における職務の遂行上居住地に制約を受けざるを得ないと人事委員会が認める職員が、当該異動又は公署の移転に伴い、居住地に制約を受ける直前の居住地に転居した場合における当該転居後の住居その他これに類する住居として人事委員会が認める住居とする。**の定める基準に照らし困難であると**

規則第12条関係

規則第22条第1項第1号ただし書に該当する場合における給与条例第11条第3項に規定する特別料金等の額（以下「特別料金等の額」という。）は、通用期間が支給単位期間（同条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である特別料金等の額が含まれた定期券の価額と通用期間が当該支給単位期間である距離制等による通常の定期券の価額との差額又は特別料金等の額が含まれた通勤21回分（在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員にあつては、1箇月当たりの平均通勤所要回数分。以下同じ。）の運賃等の額と距離制等による通常の通勤21回分の運賃等の額との差額とする。

規則第13条関係

この条の第2号の「駅等」は、規則第11条関係第1号に定めるところと同様とする。

規則第14条関係

- 1 この条の第1項の「通勤事情の改善」は、規則第10条関係第2号に定めるところと同様とする。
- 2 この条の第1号の人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものは、特別の法律の規定により、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2の規定の適用について、同条第2項に規定する公庫等職員とみなされる者を使用する法人とする。
- 3 この条の第2号の「通勤の実情に変更を生ずる」は、規則第10条関

係第1号に定めるところと同様とする。

規則第15条関係

- 1 この条の第1項の「通勤事情の改善」は、規則第10条関係第2号に定めるところと同様とする。
- 2 この条の第1項第1号の「通勤の実情に変更を生ずる」は、規則第10条関係第1号に定めるところと同様とする。
- 3 この条の第1項第2号及び第3号の「満18歳に達する日」とは、満18歳の誕生日の前日をいう。
- 4 この条第1項第2号の「配偶者（配偶者のない職員にあつては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員」には、単身赴任手当に関する規則（平成2年岡山県人事委員会規則第2号）第5条第2項に該当する職員のうち、単身赴任手当の運用について（平成2年岡人委第298号通知）規則第5条関係第5項第1号に定めるところにより読み替えた場合に、単身赴任手当に関する規則第5条第2項に該当するもの等給与条例第9条第1項に規定する扶養親族である父母との別居に伴い単身赴任手当を支給されていた者で、当該父母の住居に転居したことにより当該手当が支給されないこととなつたものを含むものとする。
- 5 この条の第1項第3号の「これらに相当するもの」には、民間企業等に勤務する配偶者が勤務地を異にする異動又は配偶者が在勤する民間企業等の事業所等の移転を含み、配偶者の転職により異なる民間企業等に勤務することに伴い、勤務地を異にする事業所等に勤務することとなることは含まないものとする。
- 6 この条の第1項第3号の「職員及び配偶者の通勤を考慮した地域」には、例えば、職員の勤務公署と配偶者の勤務公署との中間地点に当たる地域や、職員及び配偶者のそれぞれの通勤距離又は通勤時間が同等程度となる地域並びに職員又は配偶者の勤務公署が所在する地域を含み、転居により職員及び配偶者の勤務公署等のいずれかからも離れることとなるような地域は含まないものとする。
- 7 この条の第1項第4号の「近隣の住居」は、職員又は配偶者の父母の住居から徒歩により移動するものとした場合の距離が2キロメートル未満の範囲内にある住居をいう。
- 8 この条の第1項第5号の「人事委員会の定める職員」は、次に掲げる職員とする。
 - 一 異動等に伴い転居したことのある職員で、過去6年以内において当

該異動等の直前に居住していた住居（規則第11条に規定する住居を含む。）に再び転居したもののうち、給与条例第11条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該居住していた住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が片道60キロメートル以上若しくは通勤時間が片道概ね90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。）及びこれに準ずる職員として人事委員会が認める職員

二 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和29年岡山県条例第73号）の適用を受ける職員、国家公務員、職員以外の地方公務員、沖縄振興開発金融公庫、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものを使用される者、一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。）の職員又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年岡山県条例第9号）第3条第1号に規定する派遣職員（同条例第4条の規定により給与の支給を受ける者を除く。）若しくは同条例第11条第1号に規定する退職派遣者であつた者（以下この号において「岡山県公営企業職員等」という。）から人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、岡山県公営企業職員等としての在職を給料表の適用を受ける職員としての在職と、その間の勤務箇所を給与条例第11条第3項又は前号の公署とみなした場合に、当該人事交流等により給料表の適用を受ける前から引き続き同項若しくは同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員又は当該適用以後に同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員

三 職員の分限に関する条例（昭和46年岡山県条例第11号）第2条第1号の規定による休職（この号において単に「休職」という。）から復職した職員又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岡山県条例第10号）第2条第1項の規定による派遣（以下「外国派遣」という。）から職務に復帰した職員のうち、休職又は外国派遣の期間中の勤務箇所を給与条例第11条第3項又は第1号の公署とみなした場合に、当該休職からの復職若しくは職務への復帰前から引き続き同項若しくは同号に規定する職員

たる要件に該当することとなる職員又は当該休職からの復職若しくは職務への復帰以後に同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員

四 給与条例第11条第3項の規定による通勤手当を支給される職員から引き続いてこの条の第1項第4号に規定する職員となつた者で、同号に規定する介護の終了等に伴い、同号の規定が適用される直前に居住していた住居に再び転居したもののうち、同条例第11条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該転居後の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が片道60キロメートル以上若しくは通勤時間が片道概ね90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。）

五 その他人事委員会が特に適当であると認める職員

- 9 規則第15条関係第8項第2号の人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものについては、規則第14条関係第2項の規定を準用する。
- 10 この条の第2項第2号の「駅等」は、規則第11条関係第1号に定めるところと同様とする。

規則第16条関係

- 1 この条の第1項第1号の「これに準ずるものとして人事委員会が定める経路」は、各任命権者が、当該職員の事情に照らして、通勤のために当該経路を常例として用いることが不相当でないと認める経路とする。
- 2 前項の「当該職員の事情」とは、例えば、職員が子の送迎のために迂回して通勤するような場合、最寄り駅等に適当な駐車場等がない場合等が含まれる。
- 3 この条の第1項第3号の「扶養親族」には、扶養手当に関する規則（令和7年岡山県人事委員会規則第17号）第6条第1項の規定による届出がされていない扶養親族を含む。
- 4 この条の第1項第3号の「料金を支払うこととなる施設」とは、例えば、職員の配偶者又は同号に規定する扶養親族が所有又は運営をする自動車等の駐車のための施設であつて、当該施設に自動車等を駐車するために職員が支払う料金の全部又は一部を当該配偶者又は扶養親族が収入として得ることになるもの等をいう。
- 5 この条の第1項第3号の「これに準ずるものとして人事委員会が定める施設」は、その利用について職員の配偶者（職員である者に限る。）の扶養親族に料金を支払うこととなる施設とする。

規則第18条関係

この条の第1号ハの「人事委員会が定める額」は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 一 駐車の都度その料金を支払う場合 職員が正規の勤務時間（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年岡山県条例第58号）第2条に規定する勤務時間をいう。）の勤務のため、その者の住居と勤務公署（規則第2条第1号に規定する勤務公署をいう。）との間を一往復するのに要する駐車場等の料金に相当する額の通勤21回分の額
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 駐車場等の年間を通じた利用（交替制勤務職員等にあつては、一箇月当たりの平均通勤所要回数に12を乗じた回数分の利用）に要する料金に相当する額を12で除して得た額

規則第19条関係

- 1 通勤手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給されない。
 - 一 地方公務員法第29条の規定により停職を命ぜられた場合
 - 二 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する専従許可を受けた場合
 - 三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしている場合
 - 四 大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。）をしている場合
 - 五 地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている場合
 - 六 地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている場合
- 2 この条の第2項又は第3項の規定により「その際支給する」場合には、その日以後において計理上処理できる限り速やかに支給するものとする。

規則第20条関係

- 1 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者又は公署を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する公署への勤務を開始すべきこととされる日に給与条例第11条第1項の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同項の職員たる要件が具備されるに至つた日として取り扱い、この条の第1項の規定による支給の開始又はこの条の第2項の規定による支給額の改定を行うものとする。

- 2 第1項ただし書き（第2項において準用する場合を含む。）の「15日」の期間及び「届出を受理した日」の取扱いについては、扶養手当の運用について（令和7年岡人委第365号通知）規則第8条関係第2項及び第3項の規定の例によるものとする。
- 3 届出の期間については、民法の期間の計算の例によるものとする。
- 4 この条の第2項の「その額を変更すべき事実が生ずるに至った場合」とは、例えば、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、給与条例第11条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額が改定されることとなつた場合等をいう。
- 5 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給されている場合において、支給単位期間に対応する当該定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定されたときは、当該支給単位期間に係る最後の月の末日を、当該改定に係るこの条の第2項の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。

規則第21条関係

- 1 この条の第2項第1号に規定する事由発生日（以下この規則第21条関係において「事由発生日」という。）が支給単位期間に係る最後の月であること等により、同号に規定する払戻金相当額（以下「払戻金相当額」という。）が零となる場合におけるこの規定に定める額は、零となる。
- 2 この条の第2項第1号の「人事委員会の定める月」は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める月とする。
 - 一 この条の第1項第1号に掲げる事由 当該事由が生じた日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）
 - 二 この条の第1項第2号に掲げる事由 通勤手当の額が改定される月の前日
 - 三 この条の第1項第3号に掲げる事由 同号の期間の開始した日の属する月
 - 四 この条の第1項第4号に掲げる事由 当該通勤しないこととなる月の前月（病気休暇等の期間が当該通勤しないこととなる月の中途までの期間とされていた場合であつて、その後の事情の変更によりやむを得ず当該病気休暇等の期間がその月の初日から末日までの期間の全日数にわたることとなるとき等、その月の初日から末日までの期間の全

日数にわたって通勤しないこととなることについてその月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合にあっては、当該通勤しないこととなる月)

- 3 規則第22条第1項第1号ただし書に該当する場合における払戻金相当額は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 新幹線鉄道等以外の交通機関等 距離制等による通常の定期券の運賃等の払戻しを事由発生月の末日にしたものとして得られる額
 - 二 新幹線鉄道等 特別料金等が含まれた定期券の運賃等の払戻しを事由発生月の末日にしたものとして得られる額と前号の額との差額
- 4 この条の第2項第2号の「人事委員会の定める額」は、次に掲げる額の合計額とする。
 - 一 規則第19条関係第4項に規定する期間（以下この号及び次号において「最長支給単位期間」という。）において使用されるべき交通機関等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの価額
 - 二 最長支給単位期間において使用されるべき交通機関等に係る回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額にこの条の第2項第2号に規定する月数（次号において「残月数」という。）を乗じて得た額
 - 三 最長支給単位期間において使用されるべき自動車等に係る給与条例第11条第2項第2号に定める額に残月数を乗じて得た額
 - 四 最長支給単位期間において使用されるべき駐車場等に係る給与条例第11条第5項第1号に定める額に残月数を乗じて得た額
- 5 この条の第3項の規定により事由発生月の翌月以降に支給される給与からこの条の第2項に定める額を差し引く場合には、返納に係る通勤手当が支給された日の属する年度内においてその日の属する月の翌月以降に支給される通勤手当から一時に差し引くものとする。ただし、当該通勤手当の額がこの条の第2項に定める額に満たない場合には、当該年度内においてその日の属する月の翌月以降に支給される通勤手当その他の給与から一時に差し引くものとする。
- 6 この条の第2項に定める額は、返納に係る通勤手当を支給した給料の支給義務者に対して返納させるものとする。

規則第22条関係

- 1 この条の第2項第6号の「人事委員会の定める事由」は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。
 - 一 長期間の研修等のための旅行をしている場合であつて、当該研修等

- 及び県の休日により月の初日から末日までの期間の全日数にわたり当該月に通常の勤務公署に勤務しないこととなることにより当該研修等に係る施設が規則第2条第1項の「勤務公署」とされている期間の終了
- 二 地震、水害、火災その他の災害の被害により運行を休止している交通機関等の運行再開（これにより通勤経路が変更されることとなるものに限る。）
 - 三 この条の第2項第1号から第5号まで又は前2号の事由に準ずるものとして人事委員会が認める事由
- 2 前項第1号又は第2号に掲げる事由が生ずることが明らかである場合におけるこの条の第2項の「当該事由が生ずることとなる日の属する月」は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる月とする。
- 一 前項第1号に掲げる事由 当該研修等に係る施設が規則第2条第1号の「勤務公署」とされている期間の終了する日の属する月
 - 二 前項第2号に掲げる事由 運行を休止している交通機関等の運行を再開する日の属する月の前月（その日が月の末日である場合にあっては、その日の属する月）

規則第24条関係

「その他の事由」には、休職（公務による休職を含む。）の場合を含む。